簡易公募型プロポーザル方式に準じた手続（拡大型）に係る手続開始の公示

次のとおり技術提案書の提出を招請します。
なお、本業務に係る見積決定及び契約締結は、当該業務に係る令和６年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

令和６年２月19日
支出負担行為担当官
北海道開発局札幌開発建設部長　小林　幹男

1　業務概要
(1) 業務名　石狩川下流地域連携方策検討業務（電子入札対象案件）
（電子契約対象案件）
(2) 業務内容
本業務は、地域と連携した河川管理や、地域活動の活発化及び河川空間の利用や周遊を促進する「かわたびほっかいどう」プロジェクトを効果的に展開するとともに、地域の防災意識向上を図ることを目的として地域住民や活動団体、自治体等との連携推進及び協働体制の構築・発展に向けた方策について検討を行うものである。

ア　計画準備	N＝１式
イ　地域と連携した協働体制検討	N＝１式
ウ　河川空間を活用したツーリズムの検討	N＝１式
エ　地域連携による防災意識向上検討	N＝１式
オ　報告書作成	N＝１式

(3) 成果品
成果品は特記仕様書のとおりとする。
(4) 履行期間　令和６年５月11日から令和７年３月14日まで。
(5) 主たる部分
本業務における「主たる部分」は、設計業務共通仕様書第1128条第１項に示すほかに次のとおりとする。ただし、設計業務共通仕様書第1128条第２項に規定する「軽微な部分」は除く。

ア　計画準備	N＝１式
イ　地域と連携した協働体制検討（アンケート調査を除く）	N＝１式
ウ　河川空間を活用したツーリズムの検討（写真・動画の記録作業除く）	N＝１式
エ　地域連携による防災力向上検討（アンケート調査を除く）	N＝１式
オ　報告書作成	N＝１式

(6) 再委託の禁止
本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

2　入札等の方法及び手続等
(1) 本業務は、参加表明書及び技術提案書を同時に提出する試行業務である。
(2) 本業務は、電子入札システムの対象業務である。ただし、電子入札システムによりがたい者は、「紙入札方式参加承諾願」を発注者に提出し承諾を得た場合には、紙入札方式に代えることができる。
(3) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を原則として電子契約システムで行う対象業務である。ただし、次の点に留意すること。

ア　電子契約システムによりがたく、紙での契約手続きを希望する者は、落札決定後速やかに紙契約方式願を提出しなければならない。
イ　紙契約方式による場合には、別添契約書（案）により、契約書を作成する。

(4) 本業務は、「低価格受注業務がある場合における予定管理技術者の手持ち業務量の制限等」の試行業務である。

(5) 本業務は、「令和５年度版設計業務等標準積算基準書及び同（参考資料）」により積算を行う業務である。次のＵＲＬを参照すること。
参考URL ：https://www.mlit.go.jp/tec/gyoumu_sekisan.html

(6) 担当部局
〒060-8506
北海道札幌市中央区北２条西19丁目
北海道開発局札幌開発建設部契約企画課上席契約専門官
電　　　話011-611-0309（内線3249）
電子メールhkd-sp-keiki-nyust2@ki.mlit.go.jp

(7) 参加表明書及び技術提案書の提出先及び受領期限
提出先は前記(6)、提出期限は令和６年３月14日（木）11時00分まで

(8) その他
本業務の契約書（案）及び特記仕様書（案）は別添のとおりである。

３　公示内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問はアの期間内に電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、イに、ウの期間内に書面（書式自由、ただし規格はＡ４判）により行うものとし、紙により持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）若しくは電子メール等（着信を確認すること）のいずれの方法でも可能とする。
ア　電子入札システムによる受付時間
令和６年２月19日（月）から令和６年３月６日（水）までの休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。）を除く毎日、９時00分から17時00分まで。
イ　紙入札方式による受付場所
２(6)に同じ
ウ　紙入札方式による受付期間
上記ア電子入札システムによる受付時間に同じ。

(2) 電子入札システムによる質問書の提出にあたっては、質問書に業者名（過去に受注した具体的な業務名等の記載により、業者名が類推される場合も含む。）を記載しないこと。このような質問があった場合には、その者の行った入札を無効とすることがある。
また、紙入札方式による場合に限り、回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話番号及び電子メールアドレス等を併記すること。

(3) 質問に対する回答は、原則として質問を受理した日から７日間（休日を含まない。）以内に電子入札システムにより行い、紙入札方式による質問者に対しては、電子メールで行うほか、質問者以外の全ての参加者に対して電子メールにより送信する。

４　参加表明書及び技術提案書の提出方法

(1) 提出方法

ア　電子入札システムによる提出

提出期限までに参加表明書及び技術提案書を１つのファイルにまとめて提出すること。

なお、ファイルは圧縮して提出することもできるが、ファイルの容量が10ＭＢを超える場合には、提出書類の一式を紙により提出（電子入札システムとの分割提出は認めない。）すること。

イ　紙による提出

紙による提出は、持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）若しくは電子メール等（着信を確認すること。）により１部提出すること。

また、持参、郵送または託送若しくは電子メール等による提出の場合は、電子入札システムにより、参加表明書及び技術提案書について、「郵送する旨の表示」「郵送する書類の目録」「郵送する書類のページ数」「発送年月日」を記載した書面を送信すること。

(2) ファイル形式等

ア　ファイル形式

提出様式及び様式に添付する資料等は、次のいずれかの形式で作成すること。

なお、参加表明書、添付資料等及び技術提案書の送信容量は10ＭＢ以内とする。

また、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は、作成時に利用しないこと。

・一太郎
・Microsoft Word
・Microsoft Excel
・ＰＤＦ形式
・ＪＰＥＧ形式
・ＧＩＦ形式
・ＴＩＦ形式

イ　圧縮方法

圧縮を行う場合はLZH形式またはZIP形式のいずれかの方式で作成すること。ただし、自己解凍方式は指定しないこと。

ウ　ウィルスチェック

ウイルスチェックソフトを常に最新のデータに更新（アップデート）し、ウイルスチェックを行うものとする。

なお、完全なウイルス駆除が行えない場合は、郵送（書留郵便等の配達記録の残るものに限る。）等により再提出とする。

エ　プリントアウト時に規定の枚数以内となるように設定しておくこと。

なお、送信された参加表明書等のプリントアウトは白黒印刷で行う。

5　参加表明書及び技術提案書の提出者に要求される要件

参加表明書及び技術提案書の提出者は、以下に示す要件を満たすすべての者を選定する。選定した者には、選定通知書を電子入札システムにより通知し、紙入札方式による参加者については書面により通知する。

(1) 基本的要件

ア　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ　北海道開発局における業種区分「土木関係コンサルタント」に係る令和５・６年度一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること。

なお、決定を受けていない者も参加表明書及び技術提案書を提出することはできるが、特定通知の日までに当該資格の決定を受けていなければならない。

ウ　参加表明書の提出期限の日から特定通知の日までの期間において、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止措置を受けている期間中でないこと。

エ　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

オ　法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

カ　労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。

キ　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（イの再決定を受けた者を除く。）でないこと。

(2) 資本及び人的関係に関する要件

参加表明書及び技術提案書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、基準の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、北海道開発局見積心得第４条第２項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

ア　資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合

(ｱ) 子会社等（会社法第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(ｲ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ　人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ｱ)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(ｱ) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

①　株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

a　会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会等設置会社における監査等委員である取締役

b　会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

c　会社法第２条第15号に規定する社外取締役

d　会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

②　会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

③　会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会

社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

④　組合の理事

⑤　その他業務を執行する者であって、①から④までに掲げる者に準ずる者

(ｲ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第２項又は会社更生法第67条第１項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ｳ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ　その他の選定・特定手続の適正さが阻害されると認められる場合

組合（設計共同体を含む。）とその構成員が同一の選定・特定手続に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(3) 業務実施体制に関する要件

ア　業務の主たる部分を再委託するものでないこと。

イ　業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。

(4) 参加表明者の業務実績に関する要件

ア　参加表明書を提出する者は、以下に示す同種又は類似業務について、平成26年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において１件以上の実績を有さなければならない。

・同種業務　一級河川における「①河川空間利用」かつ「②地域連携」に関する業務（ただし、①②は同一業務でなくてよい）

・類似業務　－

イ　実績としてあげた個々の業務評定点が60点以上であること。ただし、「北海道開発局委託業務成績評定要領」（平成７年４月３日付け北開局工第２号）に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。

ウ　令和３年度から令和４年度末までに完了した業務のうち、北海道開発局発注業務（北海道開発局発注業務の実績が無い場合、国土交通本省、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務の同じ業種区分）の「土木関係コンサルタント業務」の平均業務評定点が60点以上であること。ただし、業務の実績がない場合はこの限りでない。

エ　同種又は類似の業務の実績については、我が国及びＷＴＯ政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあっては、我が国における同種又は類似業務の実績をもって判断するものとする。

オ　「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績は、国内における実績と同様に評価する。

6　配置予定技術者に要求される要件

(1) 配置予定管理技術者の資格に関する要件

ア　下記のいずれかの資格を有すること。

(ｱ) 技術士（総合技術監理部門（建設－河川、砂防及び海岸・海洋又は建設環境））の資格を有し、技術士法による登録を行っている者

(ｲ) 技術士（建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋又は建設環境））の資格を有し、技術士法による登録を行っている者

(ｳ) ＲＣＣＭの資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者

(ｴ) 土木学会認定土木技術者資格制度における以下の資格を有する者（※）
① 特別上級土木技術者
② 上級土木技術者
③ １級土木技術者
（※）土木学会における土木技術者資格については、平成22年の資格認定者より名称変更となっていることから新資格名を記載しているが、旧資格名も同様の取扱とする。

イ 外国資格を有する技術者（我が国及びＷＴＯ政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当の旧建設大臣認定または国土交通大臣認定を受けている必要がある。

なお、参加表明書の提出期間までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、選定通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

(2) 配置予定管理技術者の業務実績に関する要件

ア 平成26年以降公示日までに完了した業務のうち、以下に示す同種又は類似業務において１件以上の実績を有すること。ただし、再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除く。

また、管理技術者が途中交代した業務で、業務完了時（完了検査時点）に従事していない管理技術者は実績として認めない。

・同種業務 一級河川における「①河川空間利用」かつ「②地域連携」に関する業務（ただし、①②は同一業務でなくてよい）
・類似業務 －

イ 過去に同種又は類似業務をマネジメントした実務経験を有する者。マネジメントした実務経験とは、例えば、次のいずれかの者に相当する程度の経験をいう。

(ｱ) 建設コンサルタント登録規程（S52.4.15付け建設省告示第717号）第３条の一に該当する「河川、砂防及び海岸・海洋又は建設環境部門」の技術管理者
(ｲ) 北海道開発局土木設計業務等調査規程（H17.7.11付け北開局工管第46-1号）第３条に該当する主任調査員及び地方建設局委託設計業務等調査検査事務処理要領(H11.4.1付け建設省厚契第31号)第６に該当する総括調査員若しくは主任調査員
(ｳ) 事業促進ＰＰＰ業務の管理技術者の立場で、同種類似業務の指導経験があると事業促進ＰＰＰ業務の発注機関が認めた者。

ウ 令和元年度から令和４年度末までに完了した業務について、管理技術者として従事した北海道開発局発注業務（北海道開発局発注業務の実績がない場合、国土交通本省、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務の同じ業種区分）の「土木関係コンサルタント業務」の平均業務評定点が60点以上であること。ただし、業務の実績がない場合はこの限りでない。

なお、上記ア、ウにおける対象期間中に出産・育児等の真にやむを得ない事情により休業を取得していた場合には、休業期間に相当する日数を対象期間に加えることができる。この場合、休業を証明できる書類を添付すること。

(3) 配置予定管理技術者の手持ち業務量に関する要件

令和６年４月１日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む）が５億円未満かつ10件未満である者。ただし、本業務において担当技術者を兼務する場合は、手持ち業務量（本業務及び特定後未契約のものを含む）が５億円未満か

つ10件未満である者。手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。

また、履行期限が令和６年３月31日以前となっているものは含まない。

なお、複数年契約の業務の場合は、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。設計共同体として受注した業務の契約金額は、総契約金額に出資比率を乗じた金額（分担した業務の金額）とする。

令和６年４月１日現在での手持ち業務のうち、北海道開発局、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注の建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を５億円から2.5億円に、件数を10件から５件にするものとする。その上で、予定管理技術者が手持ち業務量の制限を満たすことが確認できない場合には、「北海道開発局見積心得について」（平成24年３月28日北開局工管第252号）第６条第１項第10号の規定により、見積に関する条件に違反した見積として、その見積を無効とするものとする。

また、本業務の履行期間中は管理技術者の手持ち業務量が契約金額で５億円、件数で10件（令和６年４月１日現在での手持ち業務に、北海道開発局、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注の建設コンサルタント業務等で調査基準価格を下回る金額で落札したものがある場合には、契約金額で2.5億円、件数で５件）を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、以下のアからエまでの全ての要件を満たす管理技術者に交代させる措置請求を行う。管理技術者等を交代せず業務の履行を継続した場合は当該業務の業務成績評定に厳格に反映させるとともに悪質と認められる場合は指名停止等の措置を講ずるものとする。

ア　当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
イ　当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
ウ　当該管理技術者と同等以上の業務成績平均点を有する者
エ　手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

(4)「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績は、国内における実績と同様に評価する。

7　参加表明書の作成及び記載上の留意事項

(1) 作成方法

参加表明書の様式は、様式１から様式９、Ａ４判に示されるとおりとする。

なお、文字サイズは10ポイント以上とする。本文を補足するために挿入されるフロー図、表、グラフ、写真、図面等の活字は６ポイント以上とする。

また、評価については、白黒により出力した書面を用いて実施するので留意すること。

(2) 参加表明書の内容に関する留意事項

記　載　事　項	内　容　に　関　す　る　留　意　事　項
業務実施体制	・本業務の業務拠点等を記載すること。 ・他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にそ

	の旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載するものとする。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。 ・建設コンサルタント登録規程(S52.4.15付け建設省告示第717号)に基づく登録状況について記載すること。 ・配置予定の管理技術者、担当技術者及び照査技術者を記載すること。 ・担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし８名までとする。 ・技術提案書の提出者以外の企業に所属する者を担当技術者とする場合は、企業名等も記載すること。 ・記載様式は様式２、様式３、様式４とする。
予定技術者の経歴等	・配置予定管理技術者及び照査技術者について、経歴等を記載すること。 ・「同種又は類似業務」等の実績を記載する。（照査技術者として従事した経験は実績としない。） ・「同種又は類似業務」の実績を記載する場合は、平成26年度以降公示日までに完了した業務または従事した経験とする。 ・参加表明書の提出者以外が受託した業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名等を記載すること。 ・手持ち業務は令和６年４月１日現在、北海道開発局以外の発注者（国内外を問わず）のものも含めすべて記載すること。 　手持ち業務とは、次のものを指す。 　管理技術者又は担当技術者となっている500万円以上の他の業務。 ・プロポーザル方式による本業務以外の業務で配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記するものとする。 　また、契約金額欄には、「特定済」業務の技術提案書提出要請書に示された、「業務量の目安」を記載すること。 ・記載様式は管理技術者については様式５とし、照査技術者については様式６としＡ４判１枚に記載すること。
予定技術者の同種又は類似業務等の実績	・配置予定の管理技術者及び照査技術者が過去に従事した「同種又は類似業務」等の実績について記載すること。（管理技術者あるいは担当技術者として従事した実績を評価対象とする。） ・「同種又は類似業務」実績を記載する場合は、平成26年度以降公示日までに完了した業務とする。 ・記載する業務数は、１件とする。 ・参加表明書の提出者以外が受託した業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名等を記載すること。 ・「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績は、国内における実績と同様に評価する。 ・記載様式は、管理技術者については様式７、照査技術者については様式８とし、図面、写真等を引用する場合も含め、Ａ４判１枚以内に記載すること。

企業の同種又は類似業務の実績	・参加表明書の提出者が過去に受託した「同種又は類似業務」の実績について記載すること。 ・「同種又は類似業務」実績を記載する場合は、平成26年度以降公示日までに完了した業務とする。 ・「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績は、国内における実績と同様に評価する。 ・記載様式は様式９とし、図面、写真等を引用する場合も含め、１枚以内に記載すること。
優良表彰の受賞歴	・配置予定管理技術者において、令和元年度から令和４年度末までに完了した管理技術者として従事した北海道開発局発注業務の河川部門の優秀技術者表彰経験について様式５に記載すること。

ア　同種又は類似業務の実績又は当該地域の業務実績として記載した業務が一般財団法人日本建設情報総合センターの「業務実績情報サービス（テクリス)」に登録されている場合は、登録内容確認書（業務実績）の写しを提出すること。テクリス登録されていない実績を記載した場合は、当該業務に係る契約書等の写しを提出すること。

　なお、登録内容確認書（業務実績）の写しは、テクリスの「自社実績データ利用」から業務実績データ確認表示により、画面の写しをPDF形式に保存したものを充てることができる。

イ　配置予定技術者の保有資格の写しを提出すること。

ウ　照査技術者についての上記記述は、６において、予定配置照査技術者の記載がある場合に提出すること。

8　選定又は非選定の通知

(1) 技術提案書の提出者として選定した者には、電子入札システム（紙入札方式の場合は書面）により通知する。選定通知の日は、令和６年３月27日（水）を予定する。

(2) 選定通知書を受理した時は、令和６年４月１日（月）までに技術提案書提出報告書（様式16）を電子入札システムおける技術提案書として提出すること。

(3) 技術提案書の提出者として認められなかった者に対しては、認められなかった旨とその理由（非選定理由）を電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札方式による場合は書面（非選定通知書）により通知する。

(4) 上記(3)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して５日（休日を含まない。）以内に、電子入札システムにより、札幌開発建設部長に対して非選定理由について説明を求めることができる。ただし、書面により通知を受けた者は、書面（様式は自由）を持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）若しくは電子メール等（着信を確認すること。）により提出すること。

(5) 上記(4)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して５日以内に電子入札システムにより行う。ただし、書面により提出された者に対しては書面により行う。

(6) 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は、以下のとおりである。

ア　受付場所　２(6)に同じ。

イ　受付日時　電子入札システムによる受付時間　９時00分から17時00分まで

書面による受付時間　　　　　　　　９時00分から17時00分まで

９　技術提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 技術提案書作成上の基本事項

プロポーザルは、調査、検討及び設計業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本公示に記載されたこと以外の内容を含む技術提案書、又はこの書面及び別添の書式に示された条件に適合しない技術提案書については､提案を無効とする場合があるので注意すること。

(2) 技術提案書の作成方法

技術提案書の様式は、様式10から様式13、Ａ４判に示されるとおりとする。

なお、文字サイズについて、本文は10ポイント以上、図表は６ポイント以上、余白については上20㎜以上、下20㎜以上、左20㎜以上、右20㎜以上とし、これが守られていない場合には評価しない。

また、評価については、白黒により出力した書面を用いて実施するので留意すること。

(3) 技術提案書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
実施方針、業務フロー、工程表	・業務の実施方針、業務フロー及び工程計画について簡潔に記載すること。 ・記載様式は様式11を用い、Ａ４判１枚以内に記載すること。
評価テーマに対する技術提案	・(5)に示した､評価テーマに対する取組み方法を具体的に記載すること。 ・記載に当たり、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることは支障ないが、本件のために作成したＣＧや詳細図面等を用いることは認めない。 ・記載様式は様式12とし、１テーマにつきＡ４判１枚に記載すること。
参考見積 （※令和５年度技術者単価にて作成すること。）	・本業務の実施方針を踏まえて必要な経費を概算し、参考見積として提出すること。 ・参考見積は、積算の参考及び技術提案を特定するための評価項目としている。 ・参考見積は、(4)で提示する業務規模を上回った場合、または提案内容に対して見積が不適切な場合は特定しない。 ・積算の参考とするため、特定者には再度見積を依頼することがある。 ・特定テーマで提案した内容を実施するための費用は、参考見積に含めること。 ・記載様式は参考見積（総価）については様式14とし、人工数見積は様式15とする。
その他	・仕様書（案）等に示される業務内容に対する代替案や重要事項の指摘について提案がある場合のみ記載すること。ただし、業務量の目安の範囲内の事項とする。 ・記載様式は様式13とし、Ａ４版１枚以内に記載すること。

(4) 業務量の目安

本業務はの参考業務規模は、37百万円以内（税込み）「Ｒ５年度技術者単価」を想定している。

(5) 本業務において技術提案を求める「テーマ」は、以下に示す事項である。

河川管理施設を活用した地域連携方策検討を実施する上での留意点について

(6) 既存資料の閲覧

技術提案書の作成に当たり、次の資料を閲覧することができる。

なお、閲覧については電子（web）により行うため、下記ウに同意の上、２(6)宛てに電子メール（着信を確認すること。）により申込書兼誓約書を送付し申込みを行うものとする。

ア　資 料 名　石狩川下流地域連携方策検討に関する資料

イ　閲覧期間　技術提案書の提出期限の前日までの毎日。ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。９時00分から17時00分まで。

ウ　電子（web）による閲覧の条件

①　閲覧資料の複製データは、本業務の技術提案書作成のために供されるものであり、目的以外での使用を禁ずるものとする。ただし、本業務の受注者となった場合に限り、発注者との協議により、複製データを継続して使用できる。

②　閲覧資料の複製データは申請者のみが利用できるものとし、発注者の許可無く第三者へ提供することを禁ずるものとする。

③　閲覧資料の複製データは、本業務の技術提案の提出者として選定されなかった場合、途中で辞退する場合、非特定者となった場合、無効となった場合又は特定後契約に至らなかった場合には速やかに復元不可能な形で破棄・消去すること。

④　閲覧資料の内容に関する質問等は受け付けない。なお、閲覧資料の作成者への問合せは行わないこととする。

10　技術提案書を特定するための評価基準

(1) 技術提案書の評価項目、判断基準及び評価のウェートは、次のとおりである。

評価項目		評価の着眼点			評価ｳｪｲﾄ
				判断基準	管理技術者
予定技術者の経験及び能	資格要件	資格・実績等	技術者資格等、その専門分野の内容	下記の順位で評価する。 ①　技術士（総合技術監理部門（建設－河川、砂防及び海岸・海洋又は建設環境）） 技術士（建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋又は建設環境）） ②　ＲＣＣＭ（河川、砂防及び海岸・海洋又は建設環境）部門 土木学会認定土木技術者資格制度における以下の資格を有する者 上級土木技術者（河川・流域）コースＢ又は（流域・都市）コースＡ	①　6 ②　4.5 ③　3 ④　特定しない

力				１級土木技術者（河川・流域）コースＢ又は（流域・都市）コースＡ ※②は国土交通省登録技術者資格 ③　ＲＣＣＭ（河川、砂防及び海岸・海洋又は建設環境部門）を除く部門 　土木学会認定土木技術者資格制度における以下の資格を有する者 　特別上級土木技術者 　上級土木技術者（河川・流域）コースＢ、（流域・都市）コースＡを除く 　１級土木技術者（河川・流域）コースＢ、（流域・都市）コースＡを除く ④　①②③以外は特定しない。	
	専門技術力	業務執行技術力	過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容	下記の順位で評価する。 なお、管理技術者または担当技術者として従事した実績を評価対象とする。 ①　平成26年度以降公示日までに完了した同種業務の実績、又は過去に同種業務に関する高度な調査・検討業務をマネジメントした実務経験がある。 ②　①以外の場合は特定しない。	①　６ ②　特定しない
			過去４年間に管理技術者として従事した業務の業務成績	令和元年度から令和４年度末までに完了した業務について、管理技術者として従事した北海道開発局発注業務（北海道開発局発注業務の実績が無い場合、国土交通本省、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務の同じ業種区分）の「土木関係コンサルタント業務」の平均業務評定点を下記の順位で評価する。 ①　80点以上 ②　77点以上80点未満 ③　74点以上77点未満 ④　71点以上74点未満 ⑤　68点以上71点未満 ⑥　65点以上68点未満 ⑦　60点以上65点未満 ⑧　60点未満 ⑨　成績評定を受けた上記発注機関発注業務の業務実績がない場合には加点しない。	①　20 ②　17 ③　14 ④　11 ⑤　８ ⑥　５ ⑦　０ ⑧　特定しない ⑨　加点しない
			過去４年間の技術者表彰の有無	令和元年度から令和４年度年末までに完了した業務について、管理技術者として従事した北海道開発局発注業務の河川部門の優秀技術者表彰の経験について下記の順位で評価する。 ①　局長表彰の実績あり	①　４ ②　２ ③　加点しない

				②　開発建設部長表彰の実績あり（部は問わない） ③　①②に該当しない場合は加点しない。 ※海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞については、局長表彰と同等に、海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞は部長表彰と同等に評価する。	
	情報収集力	地域精通度	過去10年間の札幌開発建設部管内、周辺での業務実績の有無	平成26年度以降公示日までに完了した札幌開発建設部管内、周辺での業務実績の有無について下記の順位で評価する。 ①　札幌開発建設部管内における業務実績あり ②　北海道内での業務実績あり ③　①②に該当しない場合は加点しない。 ※管理技術者または担当技術者として従事した実績を評価対象とする。 ※札幌開発建設部管内とは、空知総合振興局、石狩振興局管内市町村及び上川総合振興局管内の富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町並びに幌加内町をいう。	①　4 ②　2 ③　加点しない

評価項目	評価の着目点	判断基準	評価ウェイト
実施方針・実施フロー・工程表・その他	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	15
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	5
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	10
	その他	業務に関する有益な代替案あるいは、重要事項の指摘（見積もりに含まれるものに限る。）がある場合に優位に評価する。	10

※技術点は上記の値を最高点とし、内容により段階評価を行う。
※実施フローについては、実施項目間の関連性、打合せ結果等を踏まえたフィードバック等を考慮するものとする。
※工程計画については、実施時期、実施項目間の関連性、進捗率、実施項目ごとの作業量等を考慮するものとする。

評価項目	評価の着目点		判断基準	評価ウェイト

技術提案	評価テーマに対する	評価テーマ	的確性	業務を進めるにあたり、事業背景、地域特性などの与条件について、的確に網羅されている場合に優位に評価する。	15
				着目点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。	25
			実現性	提案内容に具体的な記述があり、説得力がある場合に優位に評価する。	25
				提案内容を裏付ける業務実績、類似実績等が明示されている場合に優位に評価する。	15

評価項目	評価の着目点	
参考見積	業務コストの妥当性	想定する業務規模を上回った場合、または提案内容に対して見積が不適切な場合には特定しない。

※技術点は上記の値を最高点とし、内容により段階評価を行う。

(2) 特定された者に対しては、特定された旨を電子入札システム（紙入札方式による場合は書面）により通知する。

特定通知の日は、令和６年４月10日（水）を予定する。

11　ヒアリング

(1) 必要に応じ、次のとおりヒアリングを実施する場合がある。

ア　実施場所　北海道開発局　札幌開発建設部

イ　実施日時　別途通知

ウ　出 席 者　配置予定技術者のうち、管理技術者を含め２名までとする。

(2) その他

ア　ヒアリングでは、10(1)の評価項目について質疑応答を行う。

イ　ヒアリング時の追加資料の提出及び提示は認めない。

12　非特定理由に関する事項

(1) 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨と、その理由（非特定理由）を電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札方式による場合は、書面（非特定通知書）をもって通知する。

(2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して７日（休日を含まない。）以内に、電子入札システムにより非特定理由について説明を求めることができる。ただし、書面により通知を受けた者は、書面（様式は自由）を持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）若しくは電子メール等（着信を確認すること。）によること。

(3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に電子入札システムにより行う。ただし、書面により提出された者に対しては書面に

より行う。

(4) 非特定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は次のとおりである。

ア　受付場所　２(6)に同じ

イ　受付日時　９時00分から17時00分まで。

13　再苦情申し立て

(1) ８(4)の非選定理由の説明若しくは12(2)の非特定理由の説明に不服がある者は、非選定理由若しくは非特定理由の説明に係わる書面を受け取った日から５日（休日を含まない。）以内に書面により、札幌開発建設部長に対して再苦情の申立を行うことが出来る。

　なお、再苦情申立については札幌開発建設部入札監視委員会が審議を行う。

(2) 再苦情申立ての書面の受付窓口､受付時間及び書類等の入手先は次のとおりである。

ア　受付窓口　２(6)に同じ

イ　受付時間　９時00分から17時00分まで。

ウ　入 手 先　２(6)に同じ

14　契約書作成の要否等

要。

第４条第３項及び第４項の使用を希望する場合は、見積決定後に以下の手続を取るものとする。

(1)　第４条第３項及び第４項の使用を希望する見積決定者は、見積決定の日から２日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）にその旨を申し出なければならない。

(2)　(1)の申出があった場合、支出負担行為担当官は見積決定者が契約を確実に履行する体制を有しているか否かを確認する調査を実施するものとする。

(3)　見積決定者は調査の実施に協力し、見積決定の日から５日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に必要な書類を提出すること。

(4)　(2)の調査の結果、契約金債権がこの契約の履行以外の目的で使用されるおそれがあると認められるときは、第４条第３項及び第４項を削除して契約を締結するものとする。

15　支払条件

前払金　有。

16　その他の留意事項

(1) 本業務を受注したコンサルタント及び本業務を受注したコンサルタントと資本・人事面等において関連があると認められる製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことができない。

　なお、「本業務を受注したコンサルタントと資本・人事面等において関連があると認められる製造業者又は建設業者」とは、受注者との関係が上記５(2)のいずれかに該当する者をいう。

(2) 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託業務を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無

(3) 参加表明書及び技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。

(4) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び技術提案書

を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止の措置を行うことがある。

(5) 提出された参加表明書は返却しない。

また、提出された参加表明書は、技術提案書の提出者の選定以外に提出者に無断で使用しない。

(6) 特定されなかった場合、電子入札システムにより技術提案書を提出した場合には電子入札システムから技術提案書を削除することとし、紙入札方式により提出した場合には技術提案書を返却する。

また、提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。

なお、特定された技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。

(7) 参加表明書及び技術提案書の提出後において、原則として参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更を認めない。

また、参加表明書及び技術提案書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

(8) 技術提案書の特定後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。

(9) 電子入札システムは休日を除く毎日、９時00分から18時00分まで稼働している。

また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼働時間を延長する場合は、国土交通省電子入札システムホームページ「ヘルプデスク」コーナーの「緊急連絡情報」で公開する。

なお、国土交通省電子入札システムホームページアドレスは、次のとおりである。

https://www.e-bisc.go.jp

(10) 障害発生時及び電子入札システム操作時の問い合わせ先は、次のとおりとする。

システム操作・接続確認等の問い合わせ先

ア　国土交通省電子入札システムヘルプデスク　TEL 03-3798-9476

イ　国土交通省電子入札システムホームページ　https://www.e-bisc.go.jp

なお、ＩＣカードの不具合等が発生した場合には、入札参加希望者が利用している各電子認証局へ問い合わせること。ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、北海道開発局札幌開発建設部契約企画課上席契約専門官TEL011-611-0309（内線3249）へ連絡すること。

(11) 応募者が電子入札システムで書類を送信した場合には、次に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加出来なくなる等の不利益な取り扱いを受ける場合がある。

ア　参加表明書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）

イ　参加表明書受付票

ウ　選定通知書

エ　非選定通知書

オ　技術提案書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）

カ　技術提案書受付票

キ　特定通知書

ク　非特定通知書

ケ　辞退届受信確認（電子入札システムから自動発行）
コ　辞退届受付票
サ　日時変更通知書
シ　取止め通知書

⑿ 第１回目の見積が不調となった場合、再度見積に移行する。再度見積の日時については、発注者から指示する。開札後、発注者から再度見積依頼通知書を送信するので、パソコンの前で暫くの間、待機すること。開札処理に時間を要し、予定時間を超えるようであれば、発注者から通知する。

⒀ 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

⒁ 本業務に係る見積決定及び契約締結は、令和６年５月10日を予定しているが、予算成立が令和６年５月11日以降となった場合は、予算成立日に見積決定及び契約する。

　また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、予算措置が暫定予算の期間分のみ計上されているときは暫定予算の期間分の契約とする。